

城陽市高齢者保健福祉計画
第10期城陽市介護保険事業計画
(骨子(案))

令和8年(2026年)9月

城 陽 市

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ等	1
第2章	高齢者保健福祉の現状と課題	4
1	城陽市高齢者保健福祉計画・第9期城陽市介護保険事業計画の進捗状況	4
2	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する市民ニーズ	7
3	国・府における動き	12
4	高齢者人口の中長期的な見通し	14
5	高齢者保健福祉の課題	15
第3章	基本的な目標と理念	17
1	基本的な目標と理念	17
2	施策の体系	18

第 1 章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- 介護保険制度は、平成 12 年（2000 年）4 月の施行以来 26 年余りを経過しました。本市では、平成 12 年度（2000 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 9 期にわたる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を着実に実行し、制度の充実に努めてきました。
- 本市においては、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、高齢者の「自立支援」と「持続可能な介護保険運営」をめざし、早期からの健康増進の推進、総合的な介護予防の推進、在宅重視の介護サービスの充実に取り組んできたところです。
- 高齢者人口は減少傾向に転じていますが、支援を必要とする人が多くなる後期高齢者は増加傾向にあることから、介護が必要な高齢者が増加することを見据え、これまでの「認知症支援策の充実」、「医療との連携」、「生活支援サービスの充実」等の取組を推進し地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るため、「城陽市高齢者保健福祉計画・第 10 期城陽市介護保険事業計画」を策定するものです。
- 本計画の基本目標の考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標である SDG s の理念と合致するものであることから、本計画の取組は、SDG s の達成に向けた施策としての意義も持ち合わせています。

2 計画の位置づけ等

（1）計画の位置づけ

- 介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、市町村は介護サービスの見込量や地域包括ケアシステム構築のために重点的に取り組むべき事項、介護保険料などを定めた「市町村介護保険事業計画」を定めることとされています。
- また、老人福祉法第 20 条の 8 においても、市町村は高齢者に対する福祉事業に関する事項などを定める「市町村老人福祉計画」を定めることとされているとともに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条において「市町村認知症施策推進計画」を定めることとされていることから、これらを一体として策定するものです。

(2) 計画策定体制

- 本計画の策定については、幅広い関係者の参画による体制とするため、学識経験者、保健医療関係者、福祉施設関係者、社会福祉協議会や民生児童委員協議会などの地域福祉関係者、市民代表、高齢者クラブ等の生きがい・社会参加に関する団体、産業界等の関係者からなる「城陽市地域福祉推進会議」により計画内容の協議を行います。
- 本計画の円滑な策定に向け、庁内関係部門の代表者からなる「城陽市地域福祉推進委員会」、関係部門の担当者による「第10期介護保険事業計画等策定検討チーム」を設置し、計画内容の検討を行います。
- 本計画に市民の声を反映させるため、高齢者等に対して実施した実態調査に加え、策定期間中、ホームページ等を活用してパブリック・コメントを実施します。

(3) 計画期間

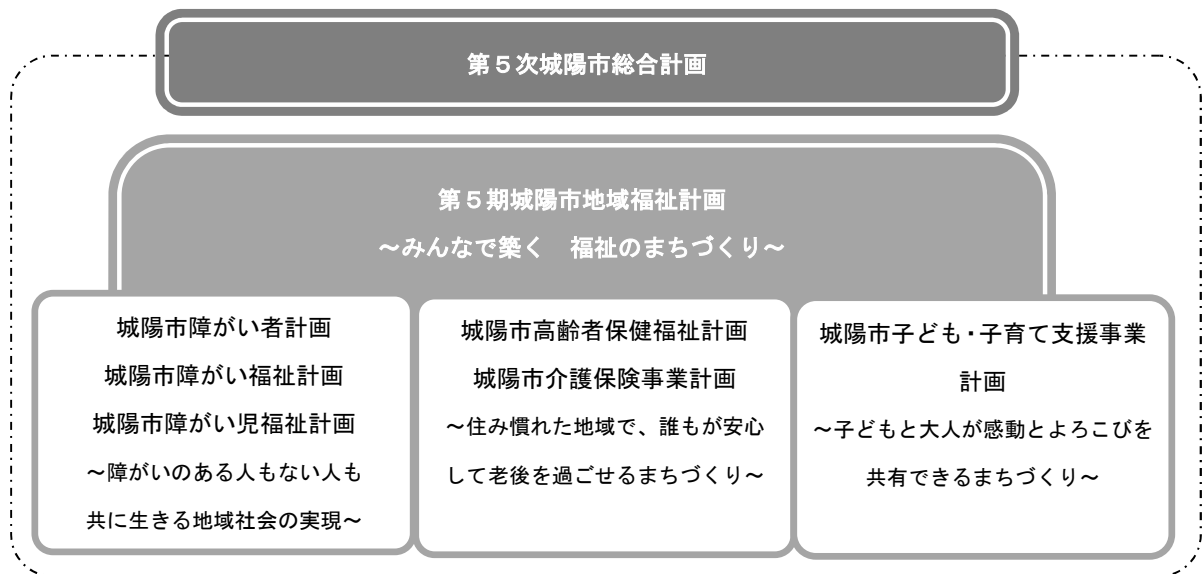
- 第10期介護保険事業計画は、令和9年度（2027年度）～令和11年度（2029年度）の3か年を計画期間として定めます。

図 本計画及び上位計画の対象期間

令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 13年度 (2031年度)	令和 14年度 (2032年度)	令和 15年度 (2033年度)
第4次城陽市総合計画						第5次城陽市総合計画						
第4期城陽市地域福祉計画			第5期城陽市地域福祉計画					第6期城陽市地域福祉計画				
第8期城陽市 介護保険事業計画			第9期城陽市 介護保険事業計画			第10期城陽市 介護保険事業計画			第11期城陽市 介護保険事業計画			

(4) 関連計画との整合

- 本計画は、「城陽市地域福祉計画」と整合を図りながら推進する高齢者保健福祉施策・介護保険事業の具体的な展開方向を示すものです。



第2章 高齢者保健福祉の現状と課題

1 城陽市高齢者保健福祉計画・第9期城陽市介護保険事業計画の進捗状況

① 安心できる介護サービスの提供

- 地域密着型サービスの充実に向け、令和7年度（2025年度）に東城陽中圏域で小規模多機能型居宅介護（29人）から看護小規模多機能型居宅介護（29人）へ転換しました。
- 介護サービスの安定的な提供を図るため、文化パーク城陽にて就職フェアを開催しました。また主任介護支援専門員資格取得に係る研修費用の補助及び介護人材登録事業を実施するとともに、令和8年度からは外国人介護人材の雇用に係る経費の補助事業を開始しました。
- このほか、安心できる介護サービスの提供に向けて、介護支援専門員連絡会や地域密着型サービス事業所連絡会議を支援しています。

②総合的な介護予防の推進

- 介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、高齢者の介護予防と自立した日常生活を支援しています。
- 介護予防に効果のある「ゴリゴリ元気体操」を介護予防教室で実施し、地域での継続した活動となるよう取組を進めています。また「ゴリゴリ元気体操」の地域リーダーを養成し、実演を通して普及に努めています。
- 高齢者元気サポーター応援事業（介護支援ボランティア制度）については、登録サポーターが市内の介護事業所において利用者の話し相手や、行事の手伝いなどを行っています。

③地域包括ケアシステムの推進

- 包括的・継続的ケアマネジメント実現のため、介護支援専門員（ケアマネジャー）を個々に支援するとともに、地域包括支援センターが中心となって、地域における多種多様な関係者が構成員となり、地域の高齢者の具体的な事例を検討する「地域ケア会議」を開催しています。事例検討の中で出された地域での課題を把握するとともに、解決方法を一緒に検討することを目的にしています。
- 認知症が疑われる人や、認知症でありながら医療・介護のサービスを受けられていない人などへの支援を最長6か月行う、認知症初期集中支援チームを設置し、誰もが住み慣

れた地域での生活が継続できるよう支援しています。

- 「城陽市認知症高齢者等SOSネットワーク事業」を運用し、市に事前登録した認知症高齢者等が行方不明になった場合、市や警察などが連携し、地域の協力事業者等の支援を得て、早期発見、早期保護に努めています。
- 認知症の人が他人にケガをさせるなど、他人の財物を壊す等の日常生活の偶然な事故によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する個人賠償責任保険に市が契約者となって加入する「認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業」を実施し、認知症の人とその家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境の整備に努めています。

④介護保険事業の円滑な運営

- 居宅介護支援事業者及び地域密着型サービス事業者については、適正なサービスの提供が行われるよう計画的に集団指導や運営指導を行いました。
- 介護認定審査会については、合議体の審査判定の迅速化・平準化に努めています。
- このほか、介護保険事業の円滑な運営に向けて、保険料多段階制の実施など必要な施策に取り組んでいるところです。

⑤健康づくりの推進

- 第3次健康づくり計画（健康じょうよう 21）に基づき、がん検診等の各種健（検）診の実施や、保健指導、健康相談を行い、健康づくりの推進を図っています。
- このほか、健康づくりの推進に向けて、城陽市食生活改善推進員協議会の活動支援など必要な施策に取り組んでいるところです。

⑥自立を支える福祉サービスの提供

- 高齢者等ごみ出し支援事業を開始し、家庭ごみを自らごみステーションまで排出することが困難な高齢者等世帯の日常生活の負担軽減を図っています。
- 緊急通報装置の設置及び使用料に対する補助や、緊急連絡カード・安心カードの配布などを実施し、ひとり暮らし高齢者等の日常生活における安否確認と安全確保を図っています。
- このほか、自立を支える福祉サービスの提供に向けて、介護予防安心住まい推進事業など必要な施策に取り組んでいるところです。

⑦社会参加と交流の促進

- 市内に4か所ある老人福祉センターやシルバー農園の運営等を通じ、仲間づくりや社会活動への参加機会が得られるよう環境づくりに努めています。
- このほか、社会参加と交流の促進に向けて、シルバー人材センターの活用など必要な施策について取り組んでいるところです。

2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する市民ニーズ

「城陽市介護保険事業計画」の見直しを行うにあたって、2種類の市民アンケート調査を実施し、介護保険事業に関する市民ニーズの把握に努めました。

（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

調査対象	市内在住の65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者 ※一般高齢者…要介護（要支援）認定を受けていない高齢者
対象者数	5つの日常生活圏域（中学校区）ごとに800人 合計4,000人（無作為抽出）
調査期間	配布開始：令和7年（2025年）11月26日（水） 回収終了：令和7年（2025年）12月26日（金）
有効回収数	2,908件
有効回収率	72.7%
調査方法	郵送配布・郵送回収

①家族や生活状況について

- 家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が最も多く、約5割となっています。
- 介護・介助の状況については、「介護・介助は必要ない」が最も多く、8割を超えています。現在、何らかの介護を受けている方の主な介護者・介助者は「配偶者（夫・妻）」が最も多く、次いで「娘」、「介護サービスのヘルパー」が同率、「息子」の順となっています。

②からだを動かすことについて

- 「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」、「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか」、「15分位続けて歩いていますか」については、「できるし、している」が最も多くなっています。
- 転倒については、過去1年間の転倒経験は、「ない」が最も多く、約7割となっています。また、転倒への不安については、「やや不安である」が最も多くなっています。
- 外出の頻度については、「週2～4回」が最も多く、約4割となっています。また、外出を控えているかについては、「いいえ」が約8割、「はい」が約2割となっており、外出を控えている理由については、「足腰などの痛み」が最も多く、5割を超えています。

③食えることについて

- 「半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか」、「お茶や汁物等でむせることが

ありますか」、「口の渇きが気になりますか」の３つの項目について、いずれも「いいえ」が約７割となっています。

④毎日の生活について

- 物忘れについては、「物忘れが多いと感じますか」について、「はい」が約４割となっていますが、「今日が何月何日かわからない時がありますか」については、「はい」は約２割となっています。
- 生活の状況については、「バスや電車を使って１人で外出していますか（自家用車でも可）」、「自分で食品・日用品の買物をしていますか」、「自分で食事の用意をしていますか」、「自分で請求書の支払いをしていますか」、「自分で預貯金の出し入れをしていますか」の５つの項目について、いずれも「できるし、している」が最も多く、約７割から約８割となっています。

⑤地域での活動について

- グループ等での活動の参加については、「ボランティアのグループ」、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「趣味関係のグループ」、「学習・教養サークル」、「ゴリゴリ元気体操」、「高齢者クラブ」、「自治会」、「収入のある仕事」の８つの項目について、いずれも「参加していない」が最も多く、約６割から約８割程度となっています。一方、８つの項目の中で、「参加している」は、「趣味関係のグループ」が最も多く、次いで「自治会」となっており、いずれも約３割となっています。

⑥就労について

- 現在の就労状態については、「引退した」が最も多く、約５割となっており、引退からの年数については、「０年以上１０年未満」が最も多く、３割を超えています。

⑦たすけあいについて

- 心配事や愚痴を聞いてくれる人・あげる人、看病や世話をしてくれる人・あげる人は、いずれも配偶者が最も多く、約５割から約６割となっています。
- 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、「そのような人はいない」が最も多く約４割となっており、次いで「医師・歯科医師・看護師」が約３割となっています。

⑧健康について

- 現在の健康状態について、「まあよい」が最も多く、約７割となっています。
- 現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」が最も多く、約５割となっており、次いで「目の病気」、「高脂血症（脂質異常）」となっています。
- 病院・医院（診療所・クリニック）に通院している人は約８割で、かかりつけ医がいる人は約７割となっています。
- 病気の予防や介護予防については、「規則正しい生活を送る（早寝・早起きなど）」、「運

動などをする（ウォーキングなど）」、「頭をよく使うようにする（読み書きや計算など）」、「栄養バランスを考えた食事をする」では、「現在行っている」が約 6 割から約 7 割となっています。また、「定期的に健康診断を受ける（がん検診・歯科検診含む）」といった医療面では、「現在行っている」が最も多いのに対して、「介護予防教室や認知症予防教室に参加する」、「世代を超えた交流をする」、「地域のボランティア活動に参加する」といった実際の行動面では、「特に考えていない」が最も多くなっています。

⑨認知症にかかる相談窓口の把握について

- 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人が約 1 割あり、また認知症に関する相談窓口を知っている人は約 2 割となっています。

⑩高齢者福祉サービスについて

- 高齢者が安心して生活し、介護を受けられる市をつくるために、特に重要と思うことについては、「認知症になっても地域で生活し、支援を受ける介護サービスの提供」が最も多く、次いで「介護保険制度の周知・啓発」、「通院や買い物に便利な外出支援（交通手段）の充実」、「居宅介護サービスの充実」の順となっています。
- 高齢者の権利を守る制度の一つである「成年後見制度」については、「知っている」、「聞いたことがある」、「知らない」がいずれも約 3 割となっています。
- 認知症の共生と予防についてどのような取組を充実・強化していくことが重要だと思うかについては、「家族介護者に対する支援の充実」が最も多く、次いで「認知症の早期発見のための情報提供」が多くなっています。

（２）在宅介護実態調査の概要

【聞き取り調査】

調査対象	在宅で生活をする要支援・要介護認定を受けている方のうち、調査期間に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方
調査期間	開始：令和 7 年（2025 年）11 月 26 日（水） 終了：令和 8 年（2026 年）1 月 30 日（金）
有効回収数	77 件
調査方法	要介護認定の際に行う訪問調査とあわせて、 訪問調査員が調査項目を聞き取り

【郵送調査】

調査対象	在宅で生活をする要支援・要介護認定を受けている方のうち、令和 7 年（2025 年）1 月から令和 7 年（2025 年）9 月に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方
対象者数	700 人

調査期間	配布開始：令和7年（2025年）11月26日（水） 回収終了：令和7年（2025年）12月26日（金）
有効回収数	460 件
有効回収率	65.7%
調査方法	郵送配布・郵送回収

①家族や生活状況について

- 家族構成については、「単身世帯」が約3割、「夫婦のみ世帯」が約4割となっています。
- 日中の状況については、「誰かと一緒の場合が多い」と回答した割合が最も多く約5割となっており、「ほとんどひとりであることが多い」が約4割となっています。
- 本人が抱えている傷病については、「認知症」と回答した割合が最も多く約3割となっています。

②介護の状況について

- 介護の状況については、家族や親族からの介護が「ほぼ毎日ある」が最も多く約4割となっています。
- 主な介護者については、「子」が最も多く約6割となっています。主な介護者の年齢については、「50代」が最も多く約3割となっており、次いで「60代」、「70代」、「80歳以上」がいずれも約2割となっています。
- 主な介護者が行っている介護等については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が約8割、「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」がいずれも約7割となっています。
- 現在の生活の維持にあたって介護者の方が不安に思うことについては、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」が約4割となっており、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」が約3割となっています。

③主な介護者の勤務状況について

- 介護を主な理由として過去1年間に仕事を辞めた家族や親族がいるかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答した割合が最も多く約7割となっています。
- 主な介護者の方の現在の勤務形態については、「働いていない」と回答した割合が最も多く約5割となっており、「フルタイムで働いている」、「パートタイムで働いている」と回答した割合がともに約2割となっています。介護者の方の働き方の調整については、「特に行っていない」と回答した割合が最も多く約4割となっており、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が約3割となっています。介護者の方が仕事・介護を両立させるために効果があると思う勤め先からの支援については、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」と回答した割合

が最も多く約4割となっており、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」、「介護をしている従業員への経済的な支援」と回答した割合が約3割となっています。介護者の方が今後も働きながら介護を継続できるかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した割合が最も多く約6割となっており、「問題なく、続けていける」が約2割となっています。

④サービス利用の状況と今後の利用意向について

- 介護保険以外のサービス利用については、「利用していない」と回答した割合が最も多く約6割となっています。今後の在宅生活において必要と感ぜられる支援・サービスについては、「特になし」と回答した割合が最も多く、「外出同行（通院、買い物など）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」がともに約3割となっています。
- 訪問診療の利用については、「利用している」が約1割となっています。
- 介護保険サービス（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外）の利用については、「利用している」が約6割となっています。介護保険サービスを利用していない理由については、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」と回答した割合が最も多く約5割となっており、「本人にサービス利用の希望がない」が約2割となっています。
- サービス別の利用状況と今後の利用意向については、次表のとおりとなっています。「利用しているが、もっと利用したい」と「利用していて、足りている」とを合わせて『サービスを利用している』の割合は、「介護系の通所サービス（通所介護）」が約3割、「介護系の訪問サービス（訪問介護）」、「医療系の訪問サービス（訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導）」、「医療系の通所サービス（通所リハビリ）」が約2割となっています。また、「利用していないが、利用したい」の割合は、「医療系の通所サービス（通所リハビリ）」、「通い、訪問、泊まりを組み合わせたサービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）」が2割を超えています。

(%)

サービス種類	サービスを利用している			利用していないが、 利用したい	利用する 必要がない
	利用しているが、 もっと利用したい	利用していて、 足りている			
介護系の訪問サービス	10.2	12.1	22.3	14.3	39.3
医療系の訪問サービス	11.0	13.8	24.8	16.2	35.6
24時間や夜間対応のある 介護系の訪問サービス	2.4	3.0	5.4	16.9	50.8
24時間や夜間対応のある 医療系の訪問サービス	3.2	4.1	7.3	16.6	50.1
介護系の通所サービス	11.2	15.8	27.0	15.5	33.9
医療系の通所サービス	7.4	7.6	15.1	22.0	38.2
通い、訪問、泊まりを 組み合わせたサービス	5.2	3.9	9.1	21.8	42.6

※それぞれの回答数の割合は小数点以下第2位を四捨五入したものです。そのため、合計値が合致しない場合があります。

3 国・府における動き

(1) 国が示す介護保険制度の方向性

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業(支援)計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討する。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理する。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援する。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型(中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等)を念頭に置いた計画を策定する。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応(人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たなタイプの活用等)について議論する。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制を構築する。

2. 地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進する。
- ② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進する。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組を推進する。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進する。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進する。

(2) 京都府における政策目標と重点課題

※公表され次第差替えます。下記は今期の政策目標です。

【基本的な政策目標】

高齢になっても生きがいを持って活躍でき、支援が必要になっても安心して暮らせる社会を、地域の実情に応じて構築することをめざす

【重点課題】

1. 認知症、看取り、リハビリ等の地域包括ケアの一層の推進

京都地域包括ケア推進機構によるオール京都体制で、「認知症施策」、「総合リハビリテーションの推進」、「看取り対策」の一層の推進を図る

2. 高齢者の在宅療養を支える居宅サービス・地域密着型サービス等の充実と医療・介護の連携促進

在宅療養を支える居宅サービス、地域密着型サービス等の充実を図るとともに、これらのサービスが医療サービス等と一体的に提供されるよう、医療と介護の連携を促進する

3. 介護予防・生活支援等の充実と高齢になっても生きがいを持って活躍できる地域づくり

ニーズに応じた介護予防・健康づくりの充実と、生活支援や介護予防への多様な担い手の参加促進により、高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりを推進する

4. 介護・福祉人材の確保・育成・定着

増大する高齢者の介護・福祉ニーズに対応した、介護・福祉人材等の確保・育成・定着を推進する

5. 高齢者が安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅）の整備

高齢者のニーズに対応した、安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅の）充実を図る

4 高齢者人口の中長期的な見通し

- 全国の 65 歳以上人口は令和 22 年（2040 年）にピークを迎えると推計されています。また、介護保険制度創設以来増加してきた 75 歳以上人口は、団塊の世代が 75 歳に到達した令和 7 年（2025 年）前後に急増期を迎えています。高齢者人口の増加と総人口の減少により、高齢化率は今後も上昇すると推計されており、介護需要は 2040 年にかけて増加が続くと考えられています。
- 本市における、令和 8 年（2026 年）の 65 歳以上の高齢者人口（4 月 1 日住民基本台帳人口）は、24,568 人で、令和 3 年（2021 年）以降減少しており、令和 11 年（2029 年）には 23,850 人になると推計されています。高齢化率は令和 8 年（2026 年）で 33.9% と近年横ばいで推移しており、今後もしばらくの間は同様の水準が続くと見込んでいます。
- 後期高齢者については、令和 8 年（2026 年）は 16,163 人で、これが令和 10 年（2028 年）には 16,421 人でピークを迎え、その後減少に転じ令和 11 年（2029 年）には 16,294 人になると見込まれます。既に減少傾向で推移している 65 歳から 74 歳までの前期高齢者に対して、後期高齢者はしばらくの間増加を続けることで、令和 10 年（2028 年）には後期高齢者が前期高齢者の約 2.1 倍の人数になると予測されています。
- 以降について、国立社会保障・人口問題研究所における推計人口（令和 2 年（2020 年）ベース）では、本市の高齢者人口自体は減少する傾向である一方、令和 12 年（2030 年）には後期高齢者の人口は増加傾向が減少に転じ、逆に前期高齢者の人口は減少傾向が増加に転じ、令和 22 年（2040 年）には後期高齢者が約 1 万 3 千人、前期高齢者が約 1 万人になると見込まれています。
- このような中長期的な見通しの中で、高齢者人口の推移、特に後期高齢者の人口推移を注視し、変化する介護サービス等の需要を的確に捉え、介護保険事業等の運営にあたる必要があります。

5 高齢者保健福祉の課題

(1) 安心できる介護サービスの提供

- 後期高齢者が増加することにより、認知症高齢者等の介護サービスの必要な高齢者が増加すると考えられることから、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスをはじめとする介護サービス提供体制の一層の充実を図る必要があります。
- 介護サービスの提供体制を確保し、介護サービスの質を高めるため、医療と介護の連携の強化、介護支援専門員、介護職員等の介護人材の確保及びの資質の向上を図る必要があります。
- 自然災害発生時や感染症流行時においても安定した介護サービスを提供できるよう体制を整える必要があります。

(2) 総合的な介護予防の推進

- できるだけ要支援・要介護状態にならず、いつまでも健康で暮らせるよう要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進する必要があります。そのため、ゴリゴリ元気体操をはじめとする介護予防事業の充実・推進を図ることや、介護予防・日常生活支援総合事業を中心とした予防給付の更なる充実を図るとともに、地域のニーズに応じた体制整備を進める必要があります。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

- これまでの「認知症支援策の充実」、「医療との連携」、「生活支援サービスの充実」等の取組を踏まえ、今後の後期高齢者の増加に伴って、介護が必要な高齢者が増加することを見据え、地域包括ケアシステムの更なる深化を図る必要があります。
- 地域包括ケアシステムの中核機関となる地域包括支援センターについて、今後後期高齢者が増加することを見据えて、業務体制の充実を図る必要があります。
- 若年性認知症の人が安心してこれまで通りの社会生活を送ることができるよう、企業等にも若年性認知症への理解を促進するとともに、企業等からの相談にも対応できる体制を構築する必要があります。

（４）介護保険事業の円滑な運営

- 介護保険制度の円滑な運営を図るため、公平・公正な要介護認定事務の推進、サービス事業者等に対する相談への適切な対応を図るとともに、介護を社会全体で支えるという観点から、制度の持続可能性の確保や、低所得者への配慮を行う必要があります。また、給付適正化事業の実施や PDCA サイクルにより施策の取組を進めることで、保険者機能を強化していく必要があります。

（５）健康づくりの推進

- 急速な高齢化や生活習慣の変化により、高血圧症・脂質異常症・糖尿病などの生活習慣病が増加し、疾病構造は大きく変化しています。今後も高齢化の進行が予想されることから、生活習慣病発症予防や、生活習慣病に起因する脳梗塞や心筋梗塞などの合併症に対する重症化予防の取組を充実させる必要があります。また、健康診査や各種検診等の受診率の向上を図る必要があります。

（６）自立を支える福祉サービスの提供

- あらゆる高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの一環として、社会的に支援を必要とする人の自立の促進に向け、生活支援サービス、ひとり暮らし高齢者等の見守り対策、介護者支援サービスといった介護保険・地域支援事業対象外のサービスの充実を図る必要があります。

（７）社会参加と交流の促進

- 高齢になっても、誰もが地域との関わりを持ち、健康で生きがいをもって、いきいきとした生活を送れることを望んでいます。このため、高齢期になってもより生きがいのある充実した生活を送れるよう、仲間づくりや世代間交流、文化・スポーツ・レクリエーション活動などの地域活動の機会が得られるような環境づくりに努める必要があります。

第3章 基本的な目標と理念

1 基本的な目標と理念

本計画は、介護保険制度の基本理念と、関連計画である「城陽市地域福祉計画」の基本理念の実現に資することを前提としつつ、高齢社会を巡る諸課題に的確に対応するとともに、今後も介護を必要とする高齢者が増加することを見据え、地域包括ケアシステムのさらなる深化をめざしていくため、以下のような基本目標と基本理念を設定します。

<基本目標>

住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごせるまちづくり

<基本理念>

- 高齢期になっても、安心していきいきと暮らせるまちづくり、尊厳をもって自立して暮らせるまちをめざします。
- 生きがいと張りのある暮らしを通じて、健康を保ち、できるだけ要介護状態にならない予防重視のまちづくりを推進します。
- 介護を必要とする状態になっても、自立した暮らしができるよう必要な介護サービスを受けられるまちづくりを推進します。
- 身近な地域において、医療、介護・介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供され、行政・サービス提供事業者の連携と住民自身の参加によって、高齢期を互いに支え合うまちづくりを推進します。

2 施策の体系

○以下、分野別計画における施策の体系を示します。

1. 安心できる介護サービスの提供

(1) 安心して暮らせる居宅サービスの充実

①訪問系サービスの充実

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

②通所系サービスの充実

- 通所介護
- 通所リハビリテーション（デイケア）

③短期入所系サービスの充実

- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（ショートステイ）

④その他の居宅サービスの充実

- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- 住宅改修
- 居宅介護支援

(2) 地域密着型サービスの充実

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

(3) 施設サービスの充実と重度者への重点化

①施設の整備・充実

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護医療院

②重度者への重点化

- ガイドラインの順守

(4) 医療と介護の連携の強化

- 在宅医療・介護連携推進事業の実施
- 施設や居住系サービスにおける医療と介護の連携強化
- 京都式地域包括ケアシステムの推進

(5) 介護サービスの質の向上

- 介護に携わる人材の育成・確保
- 介護人材確保・育成支援事業の実施
- 安定したサービス提供のためのサービス提供事業所の連携の支援
- 地域密着型サービス事業所連絡会議への支援
- 災害・感染症対策に係る体制の整備
- 介護相談員の派遣
- ケアマネジメントの向上

2. 総合的な介護予防の 推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業の実施

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント
- 住民主体の担い手の育成及び支援

②一般介護予防事業の実施

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 高齢者元気サポーター応援事業

(2) 重度化防止のための予防給付の充実

①主な介護予防サービスの充実

- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所リハビリテーション

②主な地域密着型介護予防サービスの充実

- 介護予防小規模多機能型居宅介護

③主なその他の介護予防サービスの充実

- 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修
- 介護予防支援

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）
- 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

3. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 日常生活圏域の設定

(2) 地域包括支援センターの活動強化

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合相談・支援
- 権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 地域包括支援センターの体制の充実

(3) 相談体制の確立

- 地域包括支援センターを中心とした相談体制の確保と関係機関との連携

(4) 地域で支え合うための連携強化

- 社会福祉協議会の活動への支援
- 校区社会福祉協議会の活動への支援
- 住民参加型相互援助サービス（ちょい・サポ）事業の支援
- 民生委員・児童委員活動への支援
- 校区ひとり暮らし高齢者見守り・安否確認
- 校区ひとり暮らし高齢者等料理教室の開催
- ふれあいサロンの開催
- 校区介護問題を考えるつどいの開催
- 社会福祉協議会による「不動産担保型生活資金」相談事業
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援体制整備の推進

(5) 認知症高齢者施策等の推進

- 福祉サービス利用援助事業の支援
- 成年後見制度の周知と利用促進
- 認知症サポーター等養成事業の推進
- 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の運用
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業の実施
- 高齢者虐待防止ネットワークの推進
- 認知症ケアパスの推進
- 認知症初期集中支援の推進
- 若年性認知症支援の実施
- 認知症カフェの開催
- 本人ミーティング・当事者交流会の開催

4. 介護保険事業の円滑な運営

- (1) 制度の周知と情報提供
 - 介護保険制度に関する情報提供
- (2) 適正な介護認定の推進
 - 適正な認定調査の実施
 - 公平・公正な介護認定審査会の実施
- (3) 保険者機能の強化と介護給付適正化の推進
 - 介護サービス事業者等に対する指導監督
 - 介護給付適正化事業の実施
- (4) 相談への対応
 - 介護サービスに対する相談等への適切な対応
- (5) 低所得者対策
 - 保険料多段階制の実施と公費による保険料の軽減
 - 独自減免の実施
 - 利用者負担の軽減

5. 健康づくりの推進

- (1) 第3次健康づくり計画（健康じょうよう21）の推進
 - 生活習慣病予防・重症化予防
 - がんの予防
 - こころの健康づくり
 - 歯・口腔の健康
- (2) 健康増進等事業の充実
 - 健康手帳
 - 健康教育
 - 健康相談
 - 訪問指導
 - 特定健康診査・特定保健指導・健康診査
 - 肝炎ウイルス検診
 - 成人歯科健診
 - 後期高齢者歯科健診
 - 胃がん検診
 - 肺がん検診
 - 大腸がん検診
 - 子宮頸がん検診
 - 乳がん検診
 - 前立腺がん検診
 - 減塩のまちの推進

6. 自立を支える福祉サービスの提供

(1) 生活支援サービスの充実

- 寝具洗濯乾燥サービス事業
- 訪問理美容サービス事業
- 生きがい活動支援通所事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 介護予防安心住まい推進事業
- 高齢者の住まいに係る施策との連携
- 高齢者等ごみ出し支援事業

(2) ひとり暮らし高齢者等の見守りセーフティ対策の展開

- 緊急通報装置設置及び使用料補助事業
- 福祉電話の設置及び基本料補助事業
- 緊急連絡カード・安心カード
- 日常生活用具の給付事業

(3) 介護者支援サービスの充実

- 家族介護教室
- 紙おむつ購入費支給事業
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業の実施
- 介護者リフレッシュ事業
- 家族介護慰労金支給事業

7. 社会参加と交流の促進

(1) 生きがい施策・施設の充実

- 老人福祉センター事業
- シルバー農園の設置及び運営
- シルバー人材センターの活用
- 長寿祝品の贈呈

(2) 世代間交流等の機会の充実

- 校区敬老会の実施
- その他世代間交流事業

(3) 各種団体・グループの育成

- 高齢者クラブ等関係団体への支援